

令和5年 4月 1日

各小・中学校PTA会長様
各小中学校長様
同PTA事務担当者様

福井県PTA連合会安全会
会長 矢田 弘
(公印略)

令和5年度 福井県PTA連合会「安全会」の申込について(ご案内)

春暖の候、皆様にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素はPTAの諸活動に格別のご理解とご尽力を賜り、深く感謝申し上げます。

当安全会は、皆様ご承知のとおり昭和62年に発足し、今年度で36年目に入りました。その主たる目的は、PTA等が主催または共催する諸活動(スポーツ活動・野外活動・資源回収・奉仕活動・バザー等)の中で、不幸にして発生した災害に対して、見舞金を給付するものです。

当PTA連合会安全会から見舞金の給付を受けられたPTA会員には大変喜ばれ、特にPTA活動を推進しておられるリーダーの方々からも、心の負担が軽減されPTA運営の円滑化に寄与していると感謝されています。

ちなみに、昨年度もコロナ禍の中で県PTA連合会・安全会活動も大きな制約を受けましたが、過年度分含む5件のPTAに対し、見舞い金と賠償金を給付いたしました。

つきましては、加入手続きの時期となりましたので、今年度も引き続きご加入くださいますようお願い申し上げます。

なお、見守り隊やゲストティーチャ等、PTA会員でなくてもPTA活動を支援して下さる方々についても昨年どおり準会員として加入できますので、下記要領で申し込みください。

記

1 福井県PTA連合会安全会加入申込書(様式1)を2部、会長印押印の上、ご提出ください。

2 申込み締切日 令和5年 5月末日

3 会費 1世帯 100円

※児童福祉施設入園者は1園1世帯ではなく、戸籍別にカウントしてください。

教職員の方も100円お願いします。

加入申込み後、6月末日まで各単位PTAごとに、金融機関備え付けの振込用紙にて納入ください。振込み手数料は貴PTAでご負担ください。なお、現金にて直接県PT連事務局までお届けくださっても結構です。

4 振込先 (福井県PTA連合会とは別口座です。お間違いの無いようお願いします。)

福井銀行板垣支店 普通口座 1042847

受取人

福井県PTA連合会安全会 (フクイケンピィティエイレンゴウカイアンゼンカイ)

5 準会員について

(1) PTA会員(同居家族を含む)以外の加入申込み者です。

(2) PTA会員でない見守り隊・ゲストティーチャー等も準会員として加入でき、PTA活動中の災害見舞金の請求を受け付けますので、様式5で登録ください。

(3) 準会員の登録は、様式5にご記入の上、1部ご提出ください。但し、会費納入は、様式5に書かれた総人数ではなく、一日の実働人数(その日に活動する人数)を様式1の準会員加入数(B)に記入し、その数×100円の会費を納入ください。

6 申込書(様式1:2部、様式5:1部)の提出先

〒918-8135 TEL0776-41-4253

福井市下六条町14-1 福井県生活学習館2F

福井県PTA連合会安全会 E-mail anzenkai@fukui-pta.jp

令和5年 4月 1日

各幼稚園・こども園PTA会長様
各幼稚園・こども園長様
同PTA事務担当者様

福井県PTA連合会安全会
会長 矢田 弘
(公印略)

令和5年度 福井県PTA連合会「安全会」の申込について(ご案内)

春暖の候、皆様にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素はPTAの諸活動に格別のご理解とご尽力を賜り、深く感謝申し上げます。

当安全会は、皆様ご承知のとおり昭和62年に発足し、今年度で36年目に入りました。その主たる目的は、PTA等が主催または共催する諸活動(スポーツ活動・野外活動・資源回収・奉仕活動・バザー等)の中で、不幸にして発生した災害に対して、見舞金を給付するものです。

当PTA連合会安全会から見舞金の給付を受けられたPTA会員には大変喜ばれ、特にPTA活動を推進しておられるリーダーの方々からも、心の負担が軽減されPTA運営の円滑化に寄与していると感謝されています。

ちなみに、昨年度もコロナ禍の中で県PTA連合会・安全会活動も大きな制約を受けましたが、過年度分含む5件のPTAに対し、見舞い金と賠償金を給付いたしました。

つきましては、加入手続きの時期となりましたので、今年度も引き続きご加入くださいますようお願い申し上げます。

なお、見守り隊やゲストティーチャ等、PTA会員でなくてもPTA活動を支援して下さる方々についても昨年どおり準会員として加入できますので、下記要領で申し込みください。

記

1 福井県PTA連合会安全会加入申込書(様式1)を2部、会長印押印の上、ご提出ください。

2 申込み締切日 令和5年 5月末日

3 会費 1世帯 100円

※児童福祉施設入園者は1園1世帯ではなく、戸籍別にカウントしてください。

教職員の方も100円お願いします。

加入申込み後、6月末日まで各単位PTAごとに、金融機関備え付けの振込用紙にて納入ください。振込み手数料は貴PTAでご負担ください。なお、現金にて直接県PT連事務局までお届けくださっても結構です。

4 振込先 (福井県PTA連合会とは別口座です。お間違いの無いようお願いします。)

福井銀行板垣支店 普通口座 1042847

受取人

福井県PTA連合会安全会 (フクイケンピィティエイレンゴウカイアンゼンカイ)

5 準会員について

(1) PTA会員(同居家族を含む)以外の加入申込み者です。

(2) PTA会員でない見守り隊・ゲストティーチャ等も準会員として加入でき、PTA活動中の災害見舞金の請求を受け付けますので、様式5で登録ください。

(3) 準会員の登録は、様式5にご記入の上、1部ご提出ください。但し、会費納入は、様式5に書かれた総人数ではなく、一日の実働人数(その日に活動する人数)を様式1の準会員加入数(B)に記入し、その数×100円の会費を納入ください。

6 申込書(様式1:2部、様式5:1部)の提出先

〒918-8135 TEL0776-41-4253

福井市下六条町14-1 福井県生活学習館2F

福井県PTA連合会安全会 E-mail anzenkai@fukui-pta.jp